

ABSTRACT : PROBLEM TO BE SOLVED: To provide a cleaning tool of easy operation for everyone and using easily and property even on the floor of raising like a carpet, and constructing inexpensive.

SOLUTION: There set the main body 2 having the seat member 20 on the bottom of a support body 10. The dust collecting brush 41, 42 are set on at least two opposing parts of the edge of the support body 10, and each dust collecting brush 41, 42 consists of many hair member 41b, 42b inclining toward the preset direction on the bottom of embed case body 41a, 42a, the inclining direction is set to inside of the support body 10. Moving the dust collecting brush 41, 42 reciprocating with the support body 10, each brush catches dust alternately, push to stick to the seat member 20.

COPYRIGHT: (C)1999,JPO

• \* • • •

## <sup>(12)</sup> 公開特許公報(A)

(11)特許出願公開番号

特開平11-89775

(51) Int.Cl. <sup>6</sup>	識別記号	FI	
A47L 13/20		A 4 7 L 13/20	Α

審査請求 未請求 結求項の数4 OL (全 10 頁)

(21)出顧番号	特顯平9-252429	(71)出顧人	000006769
			ライオン株式会社
(22)出顧日	平成9年(1997)9月17日	)	東京都墨田区本所1丁目3番7号
		(72)発明者	坂本 敬之
			東京都曇田区本所1丁目3番7号 ライオ
		[	ン株式会社内
		(72)発明者	加藤 啓育
			東京都墨田区本所11日3番7号 ライオ
			ン株式会社内
		(72)登明老	计并 宣博
		(12/369114	
			東京都墨田区本所1丁目3番7号 ライオ
		ļ	ン株式会社内
		(74)代理人	弁理士 藤本博光 (外1名)
			最終頁に続く
<b>,</b>		L	

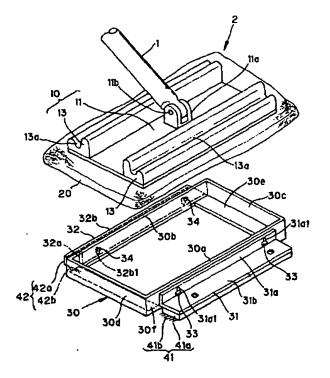
(54)【発明の名称】 掃除具

(19)日本国特許庁(JP)

(57)【要約】

【課題】 何人も容易に取り扱うことができ、カーベットなどの起毛布の敷設された箇所にも容易かつ適正に適用することができると共に、安価に構成することが可能な掃除具を提供する。

【解決手段】 本発明は、支持休10の底面にシート材 20を取り付けてなる本体部2を備え、前記支持体10 の周縁部の中の少なくとも相対向する2箇所に集塵用ブ ラシ41,42を設けると共に、各集塵用ブラシ41, 42を植毛ース体41a,42aの底面に所定の傾倒方 向に向けて多数の毛材41b,42bを設けて構成し、 前記毛材41b,42bの傾倒方向を支持体10の内方 に向けて設定するようにしたものとなっている。そし て、支持体10と共に集座ブラシ41,42を往復動さ せることにより、各集座ブラシ41,42で交互に感埃 を捕捉し、かつ捕捉した塵埃をシート材20へと移動さ せて付着させる。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 所定の形状を有する支持体の底面にシート材を取り付けてなる本体部を備え、被清掃面の塵埃を 前記本体部のシート材に付着させるようにした掃除具に おいて、

前記支持体の側縁部の中の少なくとも相対向する2箇所 に集塵用ブラシを設け、

前記各集座用ブラシは、植毛ベース休とこの植毛ベース 体の底面に所定の傾倒方向に向けて植設された多数の毛 材とを備えると共に前記傾倒方向を前記支持体の内方に 向けて設定してなり、

前記支持体と共に集塵用ブラシを被清掃面に沿って往復 動作させることにより、往動時には往動方向後方に位置 する集塵ブラシが、復動時には復動方向後方に位置する 集塵ブラシがそれぞれ被清掃面における塵埃を捕捉する と共に、往動時には往動方向前方に位置する集塵ブラシ が補捉した塵埃を、復動時には復動方向前方に位置する 集塵ブラシが捕捉した塵埃をそれぞれシート材へと移動 させて付着させることを特徴とする掃除具。

【請求項2】 支持体に被清掃面に接する滑り板を設 け、滑り板と集塵用ブラシの各毛材との相対位置を上下 方向において調整することにより、支持体と集塵用ブラ シとの間に生じる摩擦抵抗を調整し得るようにしたこと を特徴とする請求項1記載の掃除具。

【請求項3】 支持体を棒状の柄の下端部に移動可能に 連結すると共に、その柄に対する支持体の移動方向を規 制部材により一方向にのみ往復動可能に規制するように したことを特徴とする特徴とする請求項1または2記載 の掃除具。

【請求項4】 集塵用ブラシは、本体部に着脱可能に保 持されることを特徴とする請求項1ないし3いずれか記 載の掃除具。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】この発明は、床、絨毯、また はカーベットなど、種々の箇所に適用し得る掃除具に関 し、特に、カーペットなどの起毛布の清掃に好適な掃除 具に関する。

[0002]

【従来の技術】清掃作業の中でも、絨毯やカーペットの 敷かれた床面の清掃は困難な作業の一つとされている。 これは、カーペットの起毛には糸屑や毛髪などの様々な 塵埃が付着し易く、また、一旦付着したこれら塵埃は、 起毛に絡み付くなどして容易に分離し得ないことによ る。このため、長尺な毛材を束ねた通常の箒などでは起 毛表面に浮上している塵埃を救いとる程度のことしかで きず、起毛内部に侵入している塵埃を除去することは困 難であり、十分な清掃状態を得ることはできない。従っ て、起毛内部の塵埃は掃除機によって吸引して除去する のが最も一般的に用いられる有効な手段とされている が、これにあっても、起毛の長さが長い場合などには、 吸引力だけでは不十分となるため、カーペットを振動さ せたり、ブラシを回転させる電動機構等を付加し、これ によって内部の塵埃を掻き出すようにしたものが、現 在、提案・実施されている。

[0003]

【発明が解決しようとする課題】上記のように、現在の 掃除機は単なる塵埃の吸引だけでなく、種々の電動機構 によって清掃能力の向上が図られているが、家庭などに おいて室内を清潔に保つための基本は、頻繁に清掃作業 を行うことであり、そのため作業に使用する道具として は手軽さが使用者に求められる重要な要素となる。つま り、老人や子供などの比較的非力なものでも容易に扱い 得ることが、家庭内で使用する清掃用具としては特に重 要である。

【0004】しかしながら、電源を要し、重量も大きい 掃除機にあっては、吸塵能力などには優れるものの手軽 さに欠け、狭小な部分などを頻繁に清掃するには不向き であり、価格的にも高価なものとなっている。また、清 掃には、拭取作業も必要であるが、掃除機は拭取能力が 劣るため、通常は、掃除機によって比較的大きな塵埃を 吸引し、微小な埃や汚れはモップで拭き取るという手順 で作業を行っている。このため、同一箇所に対して2度 の作業を余儀なくされると共に、2個の道具を持ち運ば なければならないという煩雑さも伴うため、能率の低い 作業となっているのが実状である。

【0005】また、現在では、簡便性を考慮した掃除具 として、交換可能なシート材を用いたいわゆるペーパー モップや、筒状に捲回した粘着シートを柄の下端部に回 動可能に支持させたものなどが提案、実施されている。 しかしながら、上記ペーパーモップは、主としてフロー リングなどの式取り作業を対象としており、これを絨毯 やカーペットなどに適用した場合には、シートと被清掃 面との間に生じる摩擦抵抗が大き過ぎてモップを滑動さ せることができないという問題がある。また、前記の粘 着シートを用いたものにあっても、被清掃面が絨毯やカ ーペットなどであった場合に、塵埃以外に被清掃面の起 毛までもが引き抜かれると言う問題があると共に、起毛 内部の塵埃に関してはやはり十分な清掃効果が得られな いという問題がある。

【0006】この発明は、前記問題点に着目してなされ たものであり、何人も容易に取り扱うことができ、カー ペットなどの起毛布の敷設された箇所にも容易かつ適正 に適用することができると共に、安価に構成することが 可能な掃除具の提供を目的とする。

## [0007]

【課題を解決するための手段】本発明は、前記課題を解 決するため次の構成を有する。すなわち、本願発明は、 所定の形状を有する支持体の底面にシート材を取り付け てなる本体部を備え、被清掃面の臨埃を前記本体部のシ ート材に付着させるようにした掃除具において、前記支 持体の周縁部の中の少なくとも相対向する2箇所に集塵 用ブラシを設け、前記各集摩用ブラシは、植毛ベース体 とこの植毛ベース体の底面に所定の傾倒方向に向けて植 設された多数の毛材とを備えると共に前記傾倒方向を前 記支持体の内方に向けて設定してなり、前記支持体と共 に集摩用ブラシを被清掃面に沿って往復動作させること により、往動時には往動方向後方に位置する集塵ブラシがそ れぞれ被清掃面における鏖埃を捕捉すると共に、往動時 には往動方向前方に位置する集塵ブラシが捕捉した塵埃 を、復動時には復動方向前方に位置する集塵ブラシが捕捉した塵埃 を、復動時には復動方向前方に位置する集塵ブラシが捕捉した塵埃

【0008】上記構成を有する本願発明によれば、例え ば、被清掃箇所がカーペットなどのような起毛布の敷設 されている箇所であった場合にも、起毛の内部に侵入し た塵埃などを掻き出し、捕捉して良好な清掃状態を得る ことができる。すなわち、カーペットなどの被清掃箇所 に対して本体部を当て、一対の集糜用ブラシを前後に位 置させて前後方向へと往復道させると、往動時には往動 方向前方に位置する毛材は、定常状態よりさらに傾倒し た状態となり、被清掃面に対し極めて小さな抵抗で移動 する。これに対し、往動方向後方に位置する集塵ブラシ の毛材には起立方向への力が加わり、被清掃箇所の起毛 内部にまでブラシの毛材先端が侵入しながら比較的大き な抵抗力をもって移動する。その結果、被清掃箇所の起 毛内方に侵入している塵埃は、ブラシの毛材によって搔 き出されて捕捉され、ブラシ内に蓄積する。

【0009】また、復動方向への移動時には、逆に、復 動方向前方(往動方向後方)に位置する集塵ブラシが臨 埃を捕捉して蓄積する一方、復動方向後方(往動方向前 方)に位置する集塵ブラシが往動時に捕捉して蓄積させ た塵埃を解放し、内方に位置するシート材がその塵埃を 付着させて保持する。このように本発明においては、移 動方向後方に位置する集塵ブラシが塵埃を捕捉すると共 に、移動方向前方に位置する集塵ブラシが既に捕捉・蓄 積した塵埃を解放し、シート材へと移動させて行くよう になっており、各ブラシで捕捉した塵埃を交互にシート 材に付着・蓄積させるようになっているため、塵埃の除 去はシート部材から取り出すことで容易に行うことがで きる。

【0010】また、支持体に被清掃面に接する滑り板を 設ければ、滑り板と集塵用ブラシの各毛村との相対対位 置を上下方向において調整することにより、支持体と集 塵用ブラシとの間に生じる摩擦抵抗を調整することがで き、集塵用ブラシ及びシート材と被清掃面との間で過大 な摩擦抵抗が発生するのを防止することができ、良好な 滑動性を保ちながら塵埃の捕捉、除去を行うことができ る。

【0011】さらに、支持体を棒状の柄の下端部に移動 可能に連結すると共に、その柄に対する支持体の移動方 向を規制部材により一方向にのみ往復動可能に規制する ようにすれば、集座ブラシによる塵埃の捕捉、及び捕捉 した塵埃のシート材への移動などを適正に行うことがで き、不用意に塵埃が外部へと脱落するのを防止すること はなくなる。また、この集座用ブラシを本体部に対して 若脱可能とすれば、フローリングなどの清掃作業を行う 場合に、集塵用ブラシを取外し、シート材のみを用いて 柔らかく塵埃を拭き取ることができる。この集塵用ブラ シを支持体に対して若脱可能とする構造としては、例え ば、支持体の側縁部に係脱可能に嵌合する枠体を設け、 この枠体のうち少なくとも相対向する2箇所に集座用ブ ラシを保持させるようにすることも考えられ、さらに、 支持体の底面部を覆うシート材を、支持体の側縁部とこ れに嵌合する枠体とによって挟持固定するようにするこ とも可能である。

【0012】また、枠体の外側面に対して開閉可能に設 けた開閉板を設けると共に、この開閉板の外側面に集座 用ブラシを固定し、前記枠体の外側面に沿って折曲させ たシート材の周縁部を前記開閉板と枠体との間で挟持さ せることより、前記集座用ブラシが使用位置に設定され る一方、開閉板をシート部材の解放位置へと移動させる ことにより集座用ブラシが不使用位置へと設定されるよ うにすることも可能であり、これによれば、シート材の 着脱と集座用ブラシの位置設定、解除を同時に行われる ため、使用時に集座用ブラシの位置設定を忘れることも なくなる。

[0013]

【発明の実施の形態】以下、図1ないし図11を参照し て本発明の実施の形態を詳細に説明する。図1ないし図 3は本発明の第1の実施形態を示す図で、図1は同実施 形態の全体構成を示す斜視図、図2は図1に示したもの の要部の分解斜視図、図3は図22に示したものを組み 立てた状態を示す説明側面図である。図1において、こ こに示す掃除具は、長尺な棒状の柄1の下端部に掃除具 本体2を軸着したものとなっており、床面上に立った状 態で作業を行ういゆわるモップ型の掃除具となってい る。そして、前記掃除具本体2は図2及び図3に示すよ うに構成されている。すなわち、前記掃除具本体2は、 矩形板状をなす支持体10と、この支持体10の底面よ り大なる面積を有する不織布によって形成された矩形の シート材20と、前記支持体10の個縁部を挿脱可能に 嵌合させる枠体30とからなる。

【0014】前記支持体10は、矩形の板体11と、こ の板体11の上面にその一対の長辺に沿って固定された 弾性部材13,13とによって構成され、前記板体11 の上面中央部には、前記柄1の下端部を軸着するための 支軸11bを支持する軸受部11aが突設されている。 なお、支軸11bは前記板体11の長辺と平行して支持 されている。また、前記各弾性部材13は、ウレタンフ ォームやゴムなどのような適度な弾性を有するシート材 20との間に高摩擦力を発生させ得る部材によって構成 されており、ここでは、中央部に滞13aを形成した凹 状の横断面形状をとることによって適度な弾性力と剛性 を有するものとなっている。

【0015】前記枠体30は、前後左右の側面部30a ~30cによって平面矩形に形成されており、その内面 は前記支持体10を若干の間隙を介して挿入し得るよう な寸法形状に形成されている。また、前記左右の側面部 (短辺側の側面部)30a,30bの下端には、内方へ と突出する滑り板30e、30fが一体に形成されてお り、この滑り板30e、30fと前記枠体の側面部とに よって開口部が形成されている。この滑り板30e.3 Ofの下面は、掃除具使用時において被清掃面に接触す るようになっており、低底摩係数を有するものとなって いる。また、前記枠体30の前後両側面部(長辺側の側 面部)30a,30bには、それぞれ外方(前方及び後 方)へと突出する取付板31、32が固定されている。 この取付板31,32は、何れも断面し字状をなし、そ の垂直面が前記両側面30a, 30bに螺合するねじ3 3,34によって締着・固定されるものとなっており、 その固定位置は、前記ねじ33,34が挿通される長孔 31a1,32a1の範囲で調整可能となっている。 【0016】そして、前記取付板31,32の外方へと 突出する水平部31b, 32bの下面には集塵用ブラシ 41,42が固定されている。この集磨用ブラシ41, 42は植毛ベース体41a,42aの下面に多数の毛材 41b,42bを植設したものとなっており、前記枠体 30の前後両側面に沿って配置されている。また、各集 塵用ブラシ41、42は、いずれも毛材41b,42b 全て植毛ベース体の内方に向けて傾倒している。ここで は、集塵用ブラシは支持体の前後両側縁部に沿って配置 されることとなるため、前方の集座用ブラシの毛材は、 その基端から自由端にかけて前方から後方へと傾倒して おり、後方の集塵用ブラシ42の毛材42bは、その基 端から自由端にかけて後方から前方へと傾倒するものと なっている。

【0017】上記構成を有する掃除具を使用する場合に は、まず、集塵用ブラシ41,42の固定位置を、被清 掃面の種類、清掃作業の行い方などに応じて適宜上下方 向へと調整する。例えば、被清掃面の起毛の毛足が長い 場合には、集塵ブラシ41,42の位置をやや上方に保 ち、また、起毛の毛足が短い場合には、集塵刷子41, 42の位置を下方に設定する。次に、シート材20を支 持体10と枠体30との間で挟持し、固定する。これ は、支持体10の底面をシート材20にて覆うようあて がい、その状態でシート材20と共に支持体10を枠体 30内に圧入し、支持体10の底面から側方に突出した 部分を支持体10の側面と枠体30の内面との間、及び 支持体10の底面と枠体30の底面との間でシート材2 0を挟持することにより行う。その結果、支持体10の 弾性部材13,13は、枠体30の内面にシート材20 を介して圧接するため、その圧接力によって生じる摩擦 抵抗により枠体30は支持体10の側縁部に固定され る。

【0018】次に、シート材20を固定した本体部2の 底面を、絨毯やカーペットあるいはフローリングなどの 被清掃面に載せ、柄1を持って本体部2を前後に往復動 させながら移動させてゆくことにより、塵埃を被清掃面 から除去することができる。なお、この場合にフローリ ングを清掃するときには、集塵用ブラシを41,42を 取り外してカーペットなどの清掃の時のみに集塵用ブラ シ41,42を取り付けるようにしても良い。この実施 形態においては、支持体10の前後両側縁部に集塵用ブ ラシ41,42が配設されているため、被清掃面がフロ ーリングなどの平滑な表面構造をもつものに限らず、絨 毯やカーペットなどのような起毛布W(図4参照)から なるものであっても確実に塵埃Dを除去することができ る。

【0019】すなわち、絨毯やカーペットなどの起毛布 W上で本体部2を前後に往復動させた場合、図4(b) に示すように往動方向前方へと移動するときには、前方 の集塵用ブラシ41が図4(a)に示す定常状態よりも 毛材41bがさらに傾倒した状態となり(傾倒角度αが 大となり)、起毛布Wとの間には極めて小さい摩擦抵抗 が生じる。これに対し、後方の集塵用ブラシ42の毛材 42bは先端が起毛布W内に侵入し、傾倒角度が小とな って被清掃面との間には比較的大きな摩擦抵抗が発生す る。そして、起毛布Wの各毛材W1に絡みついた毛髪や 糸屑、あるいは内部に侵入していた塵埃Dは、後方の集 塵用ブラシ42の毛材42bに捕捉されて表面側へと掻 き出され、集塵用ブラシ42の毛材42b内に蓄積され る。

【0020】次いで、後方へと復動動作を行うと、往動 時とは逆に、前方(復動方向後方)に位置する集座用ブ ラシ41における毛材41bの傾倒角度が大となり、起 毛布に付着している塵埃Dを掻き出して蓄積させ、前方 (復動方向前方)に位置している集座ブラシ41の毛材 41bが被清掃面における塵埃を除去する。これと同時 に、後方(復動方向前方)に位置している集座ブラシ4 2の毛材42aは傾倒角度が小となり、往動時に蓄積し ていた塵埃Dを残して復動方向へと移動する。そして、 被清掃面W上に残された塵埃Dは、不織布によって形成 された摩擦係数の大きなシート材20に接触して付着 し、ここに蓄積される。

【0021】このように、この実施の形態によれば、本 体部2を前後に往復動させることにより、被清掃面Wに 付着している塵埃Dを、両集塵ブラシ41,42によっ て交互に捕捉すると共に、捕捉した塵埃Dをシート材2 0に受け渡す。従って、被清掃面Wの清掃作業が完了した後は、塵埃が付着したシート材20を取り外して配置 することになるが、シート材20に蓄積した塵埃Dを取 り除いて再び作業を行うこともできる。また、本体部2 の往復動作において、木休部が下方へと強く押圧された としても、滑り板が被清掃面上に接しているため、集塵 刷子41,42と被清掃面との圧接力が過大になること はなく、一定圧力以下に抑えられる。このため、集塵ブ ラシ41,42及びシート材20と被清掃面との間に過 大な摩擦力が発生することはなく、低摩擦係数を有する 滑り板によって良好な滑動性をもって往復動作を行うこ とができる。

【0022】さらに、集座用ブラシ41.42の集塵能 力を高めるためには、清掃すべき起毛布Wの起毛の長 さ、锕性などに応じて、シート材20に対する集塵ブラ シの41,42の下方への突出量を調整することが望ま しく、その調整は、取付部材31,32に対する集塵ブ ラシ41,42の固定位置を上下に移動させることによ り行うことができる。なお、シート材20の下面側(被 清掃面との接触面側)が汚れた場合には、支持体10か ら枠体30を取外し、シート材20を裏返して再使用す るか、新たなものと交換すれば良い。

【0023】ところで、上記実施の形態においては、支 持体10と枠体30との間にシート材20を固定するも のとしたが、シート材20を他の機構によって固定する ようにすることも可能である。例えば、図5及び図6は 本発明の第2の実施形態を示す側面図であり、この実施 形態においては、枠体30の前面部30a、後面部30 bにそれぞれシート挟持機構51,52が設けられてお り、このシート挟持機構51、52によって支持体10 の底面部を覆ったシート部20の前後両側縁部を挟持さ せるようにしたものとなっている。前記シート挟持機構 51,52は、枠体30の前面部30a及び後面部30 bにヒンジ50aによって開閉板50bの上縁部を開閉 自在に連結すると共に、図外のばねによって常には開状 態に保つようになっている。また、前記各開閉板50b の内面(枠体30との対向面)には複数の段部50b1 が形成されており、開閉板50bと枠体30との間でシ ート材20を挟持した際、前記段部50bがシート材2 0に食い込み、シート材20を抜脱不能に係止し得るも のとなっている。

【0024】また、この第2の実施形態における集塵用 ブラシ41a,42aは、前記開閉板50bの外面に取 付板31,32を介してねじ33,34にて取り付けら れており、取付板31,32に形成した長孔31a1, 32a1の範囲で位置調整可能となっている。なお、こ こに示す枠体10、集塵ブラシ41,42及び取付板3 1,32は、それ自体は前記第1の実施形態に示したも のと略同様である。但し、前記枠体30の前後両側面部 30a,30bには、少なくとも一箇所に図6に示すよ うな係止突起60が突設されており、その先端に形成された鉤状の係止部60bが開閉板31を閉状態に設定した際に、前記開閉板50b及び前記取付板32に形成した係止化31a1、32a1に挿入されてその下縁部に 係合し、開閉板31の開方向への回転を不図示のばねの 付勢力に抗して阻止するようになっている。

【0025】このように、この第2の実施形態によれ ば、支持体10及びその底面部を覆ったシート材20の **側縁部を開閉板50bと枠体30の側面との間に挟持さ** せ、前記係止突起60を枠体30及び開閉板50bの係 止孔31a1, 32a1及び50b1に挿入して係止さ せることにより、シート部材20を確固に固定すること ができ、しかも開閉板50bを開状態から閉状態へと移 動させることより、集曜用ブラシ41,42が上方の不 使用位置(図5中、一点鎖線にて示す位置)から下方の 使用位置(図6中、実線にて示す位置)へと移動する。 そして、この状態で本体部2を被清掃面に載せて前後に 移動させれば前記第1の実施形態と同様に集塵ブラシ4 1、42とシート部材20とによって被清掃面の磨埃を 除去することができる。なお、シート材20を取り外す 場合には、図6の一点鎖線にて示すように係止突起60 の係止段部60aを上方へと移動させ、係合孔50b1 との係合を解除すれば、開閉板50b及び集塵ブラシ4 2がばねの付勢力によって上方の不使用位置へと回転す るため、シート材20は解放状態となり、枠体30から 容易に取り外すことができる。

【0026】また、前記シート材20を保持するための 構造としては、上記第1,第2の実施形態に示したもの に限らず、その他の構造をとることも可能である。例え ば図7及び図8の第3の実施形態に示すように、平面矩 形の枠体30の前後両面部を断面し字状に形成すると共 に(図8参照)、この枠体30に嵌合する支持体10

を、枠体30の上面に軸着した掛止爪70によって支持 体10の枠体30からの抜脱を阻止するようにし、前記 支持体10と枠体30との間にシート材20の開縁部を 挟持させるようにしても良い。

【0027】ところで、上記各実施形態においては、本 体部2と柄1を単一の軸11bを用いて軸若した場合を 例にとり説明したが、柄1と本体部2とをユニバーサル ジョイントによって全方向へと回動し得るよう連結する ことも可能である。この場合、枠体30を取り外し、シ ート材20を所定の固定部材によって支持体10に固定 し、シート材20のみを用いて清掃作業を行うようにす れば、本体部2を様々な方向へと移動させながら清掃作 業を行うことができ、能率的に作業を行うことができ る。但し、このユニバーサルジョイントを用いたものに おいて、枠体30を取り付け、集塵ブラシ41,42 用いて清掃作業を行う場合には、集塵ブラシ41,42 における毛材41b,42bの傾倒方向(前後方向)以 外の方向に本体部2を移動させると、各集塵ブラシ4 1、42によって捕捉された塵埃が脱落し、外部へと排 出される点れもある。そこで、上記のようにユニバーサ ルジョイントを用いる場合には、図9及び図10に示す 本発明の第4の実施形態及び図11に示す第5の実施形 態に示すような規制構造を設けることによって、柄1の 移動方向を規制するようにすることが考えられる。

【0028】すなわち、図9及び図10に示す第4の実施形態は、前記第1の実施形態に示した枠体30の一側 面30 aの上縁の略中央部に相対向する一対の規制部材 35,36を一体に形成したものとなっており、前記一 対の規制部材35,36の間には、前記柄の下端部近傍 を挿通させるガイド溝G1が形成されている。また、前 記柄1は、直行する2本の連結軸11c,11dを有す るユニバーサルジョイントによって支持台に連結されて いる。この第4の実施形態によれば、前記ガイド溝G1 に沿って前記柄1を前後方向へのみ移動させることがで き、他の方向への移動は規制される。従って、柄1を持 って行われる作業は前後方向へと制限され、左右方向へ の移動は殆ど行われることはない。このため、集塵ブラ シ41,42によって一旦捕捉された塵埃が左右方向な どの不要な動きによって外部へと排出されることはな

く、確実にシート材20へと付着させることができ、良 好な使い勝手を得ることができる。

【0029】また、本発明の第5の実施形態は、柄1の 移動方向を規制する規制部材が、図11に示すように構 成されている。すなわち、ここに示す規制部材37,3 8は、その一端部が枠体30の一端部上縁に薄肉構造に よって屈曲可能に一体成形される一方、他端部には前記 枠体30の他端部上縁に形成した被係合部30a1に係 合させ得る係合部37a,38aが形成されている。枠 体30を前記支持体10に装着する場合には、前記規制 部材37,38を枠体1の開口部上方から側方へと退避 させておき、枠体30の内方へとシート材20及び支持 体13を挿入した後、柄1を挿入する。そして、規制部 材37.38を開口部上方へと移動させ、一対の規制部 材37,38の間のガイド溝G2内に柄1を挿入し、両 規制部材37,38の係合部37a,38aを枠体30 の被係合部30a1,30a2に係合させる。これによ り、両規制部材37、38に規制されて、柄1は左右両 方向の移動を規制され、前後方向の移動のみ可能とな

る。しかもこの実施形態におけるガイド溝G2は、枠体 1の前後両壁に亘って形成されるため、より広範囲で柄 1の移動を規制することができ、確実に適正な作業を行 うことができる。

【0030】なお、上記各実施形態においては、矩形の 枠体30の前後両側面にのみ集塵用ブラシ41,42を 設けた場合を例にとり説明したが、集塵用ブラシ41, 42を枠体30の左右両側面部30c,30dにも設け るようにすることは可能である。また、支持体及び枠体 は矩形形状をなすものに限らず、その他の形状を採用す ることも可能である。例えば支持体及び枠体を楕円形状 をなすものとすることも可能である。この場合にも集座 用ブラシは、支持体または枠体の側縁部の少なくとも2 箇所に設けることが必要であり、その集座用ブラシの設 置範囲も必要に応じて適宜設定可能であるが、全周に亘 って集座用ブラシを設ければ、支持体をいかなる方向へ と移動させても確実に鏖壊を除去することができる。但 し、何れの場合にも集座用ブラシの毛材は、支持体の内 方に向かうよう傾倒させる必要がある。

【0031】また、前記第4,第5の実施形態のよう に、シート材を支持体に直接的に取り付け、枠体に集座 用ブラシを設けるようにすれば、枠体と共に集座用ブラ シを取り外すことにより、シート材のみを用いて作業を 行うことも可能となる。さらに、集座用ブラシにおいて も、支持体に対して直接的に取り付けるようにすること も可能である。

【0032】また、上記各実施形態においては、長尺な 柄を有するいわゆるモップ型掃除具を例にとり説明した が、短尺な柄が支持体に設けられているような、いわゆ るハンディーモップにも本発明は適用可能である。勿 論、上記各実施形態においても、柄を短尺なものに交換 し得るよう構成すれば、ハンディーモップとしても使用 可能であり、柄の形状、取付構造などは適宜変更可能で ある。

[0033]

【発明の効果】以上説明した通り本発明は、支持体にシ ート部材を取り付ける本体部に、前記支持体の周縁部の 中の少なくとも相対向する2箇所に集廛用ブラシを設 け、前記各集塵用ブラシの毛材を前記支持体の内方に向 けて傾倒させるようにしたため、被清掃箇所がカーペッ トなどのような起毛布の敷設されている箇所であった場 合にも、本体部を往復動させることにより、集塵用ブラ シが交互に起毛の内部に侵入した塵埃を掻き出して捕捉 し、その塵埃をシート部材に蓄積させるため、塵埃の除 去はシート部材から取り出すことで容易に行うことがで きる。

【0033】さらに、支持体に被清掃面に接する滑り板 を設け、滑り板と集塵用ブラシの各毛材との相対位置を 上下方向において調整するようにすれば、支持体と集塵 用ブラシとの間に生じる摩擦抵抗を調整することがで き、いかなる表面を有する被清掃面に対しても良好な滑 動性を保ちながら塵埃の捕捉、除去を行うことができ、 優れた使用性を得ることができる。

【0034】また、支持体を棒状の柄の下端部に移動可 能に連結すると共に、その柄に対する支持体の移動方向 を規制部材により一方向にのみ往復動可能に規制するよ うにすれば、集座ブラシによる塵埃の捕捉、及び捕捉し た塵埃のシート材への移動などを適正に行うことがで き、不用意に塵埃が外部へと脱落するのを防止すること はなくなる。また、集座用ブラシを着脱可能とすれば、 フローリング等の清掃作業を行う場合に、集座プラシを 取外し、シート部材のみを用いて柔らかく塵埃を拭き取 ることが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【図1】図1は木発明の第1の実施形態の全体構成を示 す斜視図である。

【図2】図1に示したものの要部の分解斜視図である。

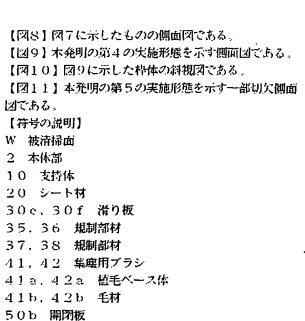
【図3】図2に示したものを組み立てた状態を示す説明 側面図である。

【図4】本発明の第1の実施形態における動作を示す説 明側面図である。

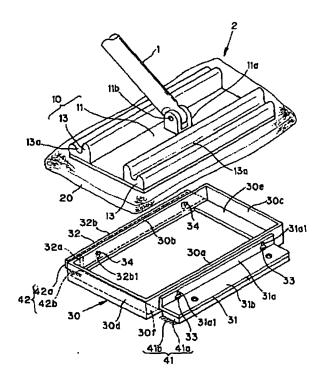
【図5】本発明の第2の実施形態を示す説明側面図である。

【図6】図5に示した開閉機構を示す拡大説明縦断側面 図である。

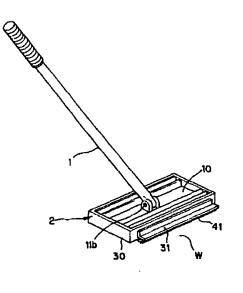
【図7】本発明の第3の実施形態を示す部分平面図である。



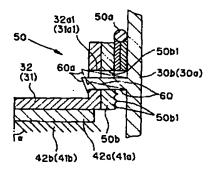




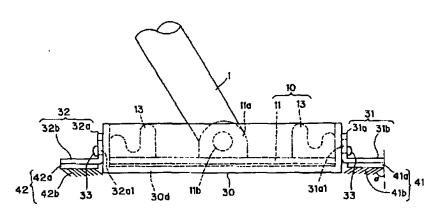




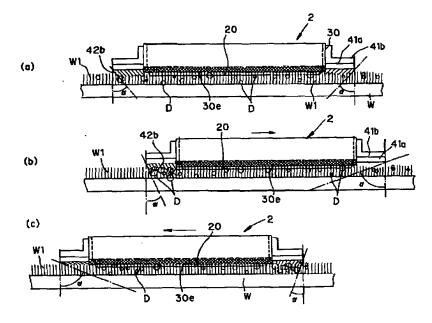




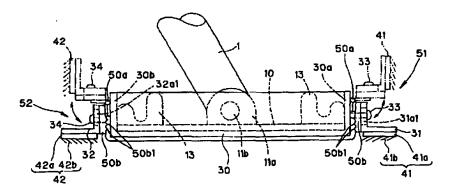
## 【図3】



【図4】



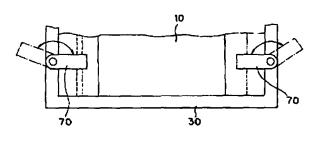


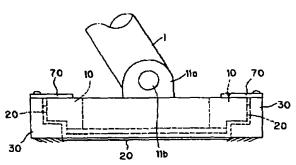


1

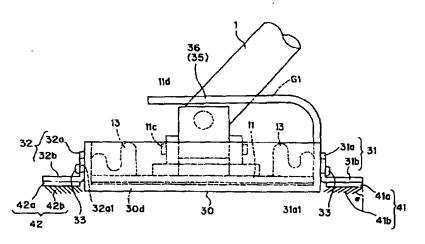




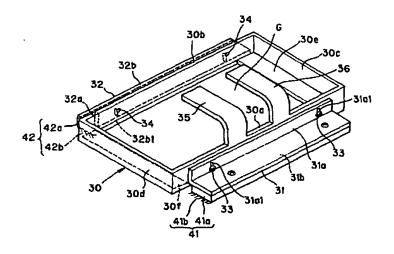


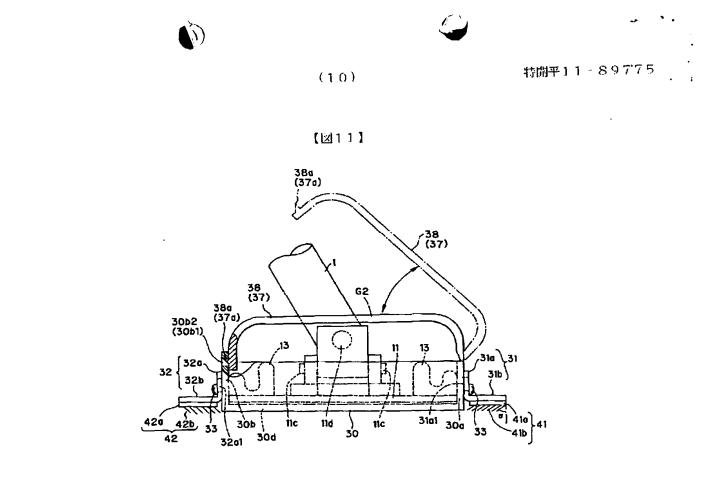






【図10】





フロントページの続き

(72)発明者 岩尾 修司 東京都墨田区本所1丁目3番7号 ライオ ン株式会社内